

## 令和6年5月定例教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和6年5月17日(金) 開 会 午後3時30分  
閉 会 午後4時30分
- 2 場 所 下諏訪総合文化センター 講習室
- 3 出 席 者 松崎泉教育長、網野美秀教育長職務代理者  
瀬切陽一教育委員、木村一恵教育委員、荻久保メイ子教育委員
- 4 事務局(説明員)  
岩波洋課長補佐兼生涯学習係長、平澤暁俊教育総務係長、  
堀内一真保育係長、矢崎順子こども家庭相談係長、  
亀割英人スポーツ振興課、田中慎太郎健康サポート係長、  
平林美香図書館長、藤森亮馬教育総務係主査

## 令和6年5月定例教育委員会 次 第

令和6年5月17日(金)

下諏訪総合文化センター2階 講習室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告
- 4 付議案件
  - (1) 議案第24号 令和6年度諏訪町一般会計補正予算(第2号)について
  - (2) 議案第25号 下諏訪町こども未来基金条例の一部を改正する条例について
  - (3) 議案第26号 下諏訪町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
  - (4) 議案第27号 下諏訪町こども未来基金条例施行規則の一部を改正する規則について
  - (5) 議案第28号 下諏訪町保育士加配支援事業補助金交付要綱の制定について
  - (6) 議案第29号 下諏訪町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱について
  - (7) 議案第30号 下諏訪町新生児子育て支援品支給事業実施要綱の一部を改正する要綱について
  - (8) 議案第31号 下諏訪町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱及び令和5年度下諏訪町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱の廃止について
  - (9) 議案第32号 下諏訪総合文化センター大ホール天井脱落防止対策等改修工事の請負契約の締結について

- 5 報告事項
  - (1) 専決処分の報告（令和5年度予算分）について
  - (2) 教育委員の選任について
  - (3) その他
- 6 その他
- 7 閉会

【会議録】 議事の内容

- 1 開会 松崎教育長
- 2 会議録署名委員の指名 網野美秀教育長職務代理者、木村一恵教育委員
- 3 教育長報告
  - 1 (水) ○南小授業参観日  
○市町村対抗駅伝報告会
  - 8 (水) ○放課後子ども教室開所式  
○公民館運営審議会；講習室；若林校長先生への委嘱書交付と教育長挨拶
  - 10 (金) ○町校長会（社中）
  - 11 (土) ○47th 信毎諏訪湖レガッタ・25th ナックルフォア大会開会式

【以下予定】

- 20 (月) ○県・市町村教委連絡協議会；諏訪教育会館
- 22 (水) ○教科書採択協議会  
○諏訪地方市町村教育委員会連絡協議会総会
- 23 (木) ○中学校部活動地域移行検討協議会
- 30 (木) ○NZ 海外研修報告会
- 31 (金) ○青少協理事会

質疑なしー了承

#### 4 付議案件

- (1) 議案第24号 令和6年度諏訪町一般会計補正予算（第2号）について  
〈岩波補佐〉説明

ご説明申し上げます。資料の7ページをご覧ください。

まず、歳出をお願いいたします。3款・2項・2目・児童措置費の4,951万3千円は、児童手当制度の見直し・拡充の制度改正を行うことが決定したことに伴い、10月1日からの施行に向けて、必要な経費を計上するものです。内訳としまして、11節・役務費の26万6千円は、制度周知に係る郵便料となります。12節・委託料の264万7千円は、制度周知に係る封筒の作成費用（22万円）と、児童手当の支給額を算定するためのシステム改修費用（242万7千円）の、情報センタ委託料です。19節・扶助費の4,660万円は、高校生までの拡充分、所得制限撤廃分などを見込んだ給付金となります。

4目・保育所費、12節・委託料の19万8千円は、県と市町村が共同して子育て家庭の経

済的負担の軽減に取り組むなかで、国が 多子世帯減免の要件としている同時入所の対象とならない子育て家庭と、低所得世帯の保育料負担を軽減するために、システムの設定が必要となることから、補正をお願いするものです。18節・負担金補助及び交付金の76万8千円は、安全で質の高い保育の確保を図ることを目的として、民間保育所等が乳児及び1歳児の保育に対し、国の配置基準以上に保育士を配置した場合に、その費用の一部を補助するため、「保育士加配支援事業補助金」を新たに設けるものです。

10款・2項・1目・学校管理費では、地方創生応援税制寄附金として賜りました10万円を、小学校整備事業費（北小学校トイレ改修事業）へ充当し、財源振替をさせていただくとともに、公共施設整備基金繰入金を同額（10万円）、減額するものです。

4項・1目・社会教育総務費の243万1千円は、生涯学習系の正規職員に欠員が生じたため、会計年度任用職員を雇用するための経費となり、1節・報酬の175万7千円、3節・職員手当等の23万4千円、4節・共済費の34万4千円、8節・旅費の9万6千円となります。

4目・図書館費、10節・需用費の90万2千円は、図書館の空調設備が故障し、エアコン（冷房）が使用できなくなったことから、修繕を行うものとなります。

次に、お戻りいただき、歳入をお願いいたします。

14款・1項・1目・民生費国庫負担金の3,624万4千円は、児童手当給付金（高校生までの拡充分等）に対する国庫負担金で、補助率は9分の7です。

2項・2目・民生費国庫補助金の242万7千円は、児童手当支給額の算定システムの改修に対する国庫補助金で、補助率は10分の10です。

15款・1項・1目・民生費県負担金の517万7千円は、児童手当給付金（高校生までの拡充分等）に対する県負担金で、補助率は9分の1です。

2項・1目・民生費県補助金の38万4千円は、保育士加配支援事業に対する補助金で、補助率は、2分の1です。

17款・1項・4目・地方創生応援税制寄附金の10万円は、東京都に本社があります、株式会社アシロ代表取締役 中山 博登（なかやま ひろと）様から、「ひとと、ひととのつながりと絆を大切に、ゆとりある子育てができるまちをつくることによって、結婚・出産・子育ての希望がかなうまちをめざす事業」に対する指定寄附を賜ったものです。

20款・5項・1目・雑入の1万2千円は、会計年度任用職員に係る雇用保険料個人負担分となります。説明は以上となります。

質疑以上ー承認

(2) 議案第25号 下諏訪町こども未来基金条例の一部を改正する条例について  
〈平澤係長〉説明

ご説明いたします。資料は9、10ページをご覧ください。

下諏訪町では、今年度中学生向けに行っていた海外研修について、高校生まで対象を拡大したことから、下諏訪町こども未来基金条例の目的及び定義にうたわれていた事業について変更が必要となったことから改正するものです。10ページの新旧対照表をご覧くださいと思いますが、第1条中の「中学生海外研修」を「中高生海外研修」に、また、第2条第1号中「中学生海外研修」を「中高生海外研修」に改め、「中学生」の次に「及び高校生」を加える改正を行います。説明は以上となります

《網野職務代理》説明

対象は町内在住の生徒でよいか。

〈平澤係長〉説明

海外研修へのこども未来基金の貸付は町内在住の生徒と考えております。

質疑以上ー承認

(3) 議案第 26 号 下諏訪町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

〈堀内係長〉説明

こちらにつきましてこども未来戦略を踏まえ、国の家庭的保育事業等および運営に関する規則におきまして4・5歳児の職員の配置基準が30対1から25対1に3歳児の職員配置基準が20対1から15対1に改正されたことと、あとは法律の名称が一部変わったところがあり、ここで一部改正を行わせていただきたいものです。なお、こちらの条例につきましては、たんぼぼ保育園のみ関わってくるものでありまして、町の公立保育所については、国の方の配置基準に関わってくる形で、数字は一緒なんですけれども、この条例はあくまでもたんぼぼ保育園の方となりますのでご承知おきいただければと思います。

改正の内容でございますが、第8条中「第9条」を「次条」に改める。第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。第33条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。第39条第4号中「母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項」に改める。第46条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。以上の改正をさせていただきたいと思っております。

ただ、たんぼぼ保育園は3歳未満児までしか受入れがないので、実質的な影響はないところとなります。

質疑なしー承認

(4) 議案第 27 号 下諏訪町こども未来基金条例施行規則の一部を改正する規則について

〈平澤係長〉説明

ご説明いたします。資料は18、19ページをご覧ください。

先ほど議案第25条にて説明をいたしました。海外研修の対象を高校生まで拡大したことから、下諏訪町こども未来基金条例施行規則につきましても変更が必要となったことから改正するものです。19ページの新旧対照表をご覧ください。第2条の表中にある事業及び対象経費にある「中学生海外研修事業」を「中高生海外研修事業」に、改める改正を行います。説明は以上となります。

質疑なしー承認

(5) 議案第 28 号 下諏訪町保育士加配支援事業補助金交付要綱の制定について

〈堀内係長〉説明

こちらは児童福祉法の規定により認可された家庭的保育事業等認定こども園及び幼保連携型認定こども園に対し、保育士加配支援事業の実施について保育士が保育士加配支援事業実施要綱に基づき、乳児保育士加配及び1歳児保育士加配について実施に要する経費の補助を行うもので、こちらにつきましては県から2分の1、町が2分の1というような形で補助をさせていただきたいというものになります。

具体的には乳児保育士の加配支援事業、これは0歳児になりますが加配保育士1人当たり年額230万4000円、ただし事業実施が年度途中の場合や事業の廃止・中止が年度途中の場合は19万2000円×実施月数となり、その対象経費は0歳児の保育士加配の実施に要する経費となります。1歳児保育士の加配支援事業も同様であります、1人当たり230万4000円とか、あと年度途中の場合や途中で廃止・中止した場合については19万2000円×実施月数となり、こちらについても1歳児の保育士加配の実施に要する経費となります。

こちらもたんぼぼ保育園が対象になります。たんぼぼ保育園から要望がありまして加配の保育士を対象に県でこういった補助制度がありまして、町としても県と協働しながらたんぼぼ保育園への補助を行っていくということで、このタイミングで要綱を整備させていただいて、先ほどの予算で保育所費の負担金補助および交付金で76万8000円という金額の方計上させていただいておりますけど、19万円で4ヶ月0歳の方をこれからちょっと雇用していきたいというようなお話がありましたので、ここで予算とあわせて要綱の整備をさせていただいて補助をしていきたいという内容になっています。以上となります。

質疑なしー承認

(6) 議案第29号 下諏訪町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱について

〈平澤係長〉説明

ご説明いたします。資料は35～37ページをご覧ください。

下諏訪町では、生活保護やそれに準ずる準要保護の家庭で、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助費を支給しています。令和2年度の要綱改正において新型コロナウイルス感染症が蔓延して家計が急変して経済的に困窮しているものについて準要保護者の規定を追加したところですが、新型コロナウイルス感染症が昨年5月に5類に移行し、1年が経過したことから、要綱中、第4条第2号イ（エ）の新型コロナウイルス感染症等によりを削除し、「家計が急変し、経済的に困窮しているもの」とする改正を行います。

説明は以上となります

質疑なしー承認

(7) 議案第30号 下諏訪町新生児子育て支援品支給事業実施要綱の一部を改正する要綱について

〈堀内係長〉説明

こちらと同様に令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことにより、本事業についての支給品の目的については検討を行ってまいりましたが、昨今の状況を鑑みこれを改正するものです。具体的に改正箇所がございますが第1条中「新型コロナウイルス

などの感染症対策として」という文言を「感染症対策など」に改めるという形にさせていただいております。

新生児の方に支給品という形でお渡しさせていただいており、携帯用アルコールスプレーとアルコールのボトルと、除菌のお尻拭きを配布させていただいていて、コロナ感染対策に使ってくださってというような形でお話をしてきました。5類に移行して、ここで丸一年ちょっと経過ということで、ただやはり感染症対策として使っていただきたいというところがありますので、6月1日からコロナという文言を外させていただいて、感染症対策に使ってくださってというような形で引き続きお渡ししたく、ここで改正をさせていただきたいと思います。

質疑なしー承認

- (8) 議案第 31 号 下諏訪町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱及び令和 5 年度下諏訪町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱の廃止について

〈矢崎係長〉説明

これが同様に低所得の子育て世帯に対して支給した給付金が、令和 4 年度と 5 年度にありましたので、その満了によって 2 つの要綱を同時に廃止するというものです。

(1) が下諏訪町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(1 人親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱というものの廃止です。(2)の方はこれの令和 5 年度に実施した分の実施要綱の廃止となります。

これに関しましては昨年度に実施した給付金の申請が年度末で終了しておりますが、5 月末までの出納期間中での申請というのはもうなく、事業自体が本当に全て完了したため、令和 5 年度の要綱を廃止します。(1)の方は令和 4 年度に既に完了している事業の要綱になりますけれども、令和 5 年度の要綱にこちらの前年度の対象者の記載を引用していたため要綱として残っていたので、今回 5 年度の事業実施完了に伴い同時に廃止するものです。以上です。

質疑なしー承認

- (9) 議案第 32 号 下諏訪総合文化センター大ホール天井脱落防止対策等改修工事の請負契約の締結について

〈岩波補佐〉説明

ご説明いたします。資料はございません。

本件は、下諏訪総合文化センター大ホール天井脱落防止対策等改修工事の請負契約について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定による「予定価格 5 千万円以上の工事」に該当するため、契約を締結するに当たり、議会の承認を得るため、6 月定例会に上程するものでございます。

昨日の 5 月 16 日に入札書を開札し、落札候補者が決まったところでございます。今後、落札候補者の入札参加資格を確認し、落札者として決定するとともに、仮契約を締結し、議会において契約締結をお認めいただいた後、本契約することとしております。

本入札は、「下諏訪町建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱」第3条の規定による「設計金額が1千万を超える建設工事」に該当することから、事後審査型一般競争入札の方式をとり、また「下諏訪町総合評価落札方式実施要綱」第2条の規定による「設計金額」が「3億円以上」の建設工事に該当するため、総合評価落札方式、加えて、2者又は3者で自主結成した特定建設工事共同企業体、いわゆるJVによる共同施工方式により行いました。

なお、総合評価点の算定に当たっては、「下諏訪町総合評価落札方式実施要綱」第3条第3項の規定により「総合評価点算定基準」によるものとし、当該基準を定めようとするときは、同要綱第4条の規定により、「あらかじめ2人以上の学識経験を有する者」の「意見」を聴かなければならないとされていることから、長野県の「市町村が試行する総合評価落札方式の審査代行要領」第1条の規定に基づく長野県総合評価技術委員会に審査の代行を依頼し、令和6年2月2日付で適正である旨のご意見をいただいた基準に則り行っております。

5月2日の応札書類の提出締切日時点で建築主体工事にはJV3者、電気設備工事にはJV2者、機械設備工事には単独で1者の参加申請があり、5月16日の開札により、建築主体工事及び電気設備工事については落札候補者が決定いたしました。機械設備工事については、入札額が予定価格を超過したため不調となり、落札者が決まらなかったことから、今後、必要な改修箇所は維持しつつ、仕様を見直し、改めて一般競争入札を行うことで請負業者を決め、7月から予定する改修工事着工に間に合わせたいと考えております。

説明は、以上となります。

質疑なしー承認

## 5 報告事項

### (1) 専決処分の報告（令和5年度予算分）について

〈平澤係長〉説明

ご説明いたします。資料は44ページをお願いします。

令和5年度下諏訪町一般会計補正予算（第11号）につきましては、令和6年3月28日付けをもって専決処分させていただき、この6月の議会定例会にて報告事項として提出させていただくものでございます。

歳出をお願いいたします。10款・1項・3目・基金活用事業費、24節・積立金の2万1千円は、ふるさとまちづくり寄附金として、2件、2万1千円を賜りましたので、こども未来基金へ積み立てをいたします。なお、令和5年度末における「こども未来基金」の残高は、2,610万4,911円となります。

疑義なしー了承

### (2) 教育委員の選任について

〈平澤係長〉説明

新しい教育委員の選任についてですが、現在、林吉弘さんの辞任に伴い、残任期間、教育委員をお勤めいただいている瀬切委員の任期が、8月7日に満了となります。後任の人事案件につきましては、瀬切委員が引き続き教育委員をお勤めいただけると聞いておりますので、再任という形で6月の議会定例会の最終日に上程させていただくものとなりますので、ご承知いただきますよう、お願いいたします。

疑義なしー了承

(3) その他ーなし

## 6 その他

〈平澤係長〉

次回の定例教育委員会の日程は6月28日（金）午後3時30分からとさせていただきますのでお集まりいただきますようお願いします。

疑義なしー了承

7 閉 会 午後4時30分終了

以上、会議の経過を記して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年7月24日

署名委員 網野 美秀

署名委員 木村 一恵

調整職員 北澤 勝己